

金沢学生のまち市民交流館における商業目的の撮影に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢学生のまち市民交流館（以下「交流館」という。）における商業目的の撮影（以下「商業目的撮影」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、商業目的撮影とは、金沢学生のまち市民交流館条例（平成24年条例第4号）第8条に規定する活動団体以外のものが、交流館の館内及び敷地内を映画、テレビドラマ、コマーシャル、商品又は販売することを目的として作成する写真等のロケーションとして使用することを目的とする撮影をいう。

(商業目的撮影が可能な場所等)

第3条 商業目的撮影が可能な場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 交流ホール
- (2) 学生の家サロン及びサロン和室（平日10：00～12：00に限る。）
- (3) 館外

2 交流ホール及び交流広場で商業目的撮影を行う場合には、別途施設の使用承認の手続きを経るものとする。

(商業目的撮影の制限等)

第4条 金沢市市民協働推進課課長（以下「課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、商業目的撮影を制限すること又は承認しないことができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 交流館の業務に支障を来すおそれがあると認められるとき。
- (4) 交流館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他商業目的撮影を承認することが適当でないと認められるとき。

(申請等)

第5条 商業目的撮影をしようとするものは、商業目的撮影を希望する日の1週間前までに、金沢学生のまち市民交流館商業目的撮影申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を課長に提出しなければならない。

2 課長は、商業目的撮影を承認したときは、前項の申請書を提出したものに対し、金沢学生のまち市民交流館商業目的撮影承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(撮影上の注意事項)

第6条 撮影者は、撮影を行うに当たっては、次の注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災管理上の注意事項について、事前に施設担当者に確認し、必要な対策を講じること。
- (2) 撮影に要する電源は、原則としてバッテリー等の機材を用意すること。
- (3) 撮影による施設、設備等の損傷等を防ぐため、事前に養生をするとともに、撮影終了後は、施設及び設備の原状回復を行うこと。万一、損傷等が生じた場合は、交流館職員の指示に従うとともに、修理にかかる実費を負担すること。
- (4) 撮影により発生したごみ等は、自己の責任で処理すること。
- (5) 臭いや音の発生を伴うものは、原則使用しないこと。
- (6) 撮影に当たり、所有権、著作権等に関する法令上の問題が生じた場合は、自己の責任で処理すること。
- (7) 撮影に伴う成果品のクレジットに「撮影協力：金沢学生のまち市民交流館」と明記すること。
- (8) 撮影に伴う成果品は、交流館へ1部寄贈すること。
- (9) 撮影に伴う成果品は、申請書に記載した目的以外には使用しないこと。

(撮影の中止)

第7条 課長は、撮影者が第3条、第4条又は前条の規定に違反していると認めるときは、撮影の中止を命じることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月12日から施行する。